

衆議院外務委員会ニュース

平成 24.8.31 第 180 回国会第 6 号

8 月 31 日（金）第 6 回の委員会が開かれました。

- 1 欧州復興開発銀行を設立する協定の改正の受諾について承認を求めるの件（条約第 8 号）（参議院送付）
偽造品の取引の防止に関する協定の締結について承認を求めるの件（条約第 9 号）（参議院送付）
2006 年の海上の労働に関する条約の締結について承認を求めるの件（条約第 10 号）（参議院送付）
1994 年の関税及び貿易に関する一般協定の譲許表第 38 表（日本国の譲許表）の修正及び訂正に関する確認書の締結について承認を求めるの件（条約第 11 号）（参議院送付）
 - ・玄葉外務大臣、山根外務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行いました。
 - ・山尾志桜里君（民主）から質疑終局の動議が提出され、採決を行った結果、全会一致をもって可決されました。（賛成 民主、大地）
 - ・上記各件について採決を行った結果、いずれも全会一致をもって承認すべきものと決しました。（賛成 民主、大地）

（質疑者及び主な質疑内容）

大 泉 ひろこ君（民主）

- ・偽造品取引防止協定（ACTA）に対する国民の懸念として、ネット利用に際し、権利侵害者の情報がプロバイダーから権利者に直接開示されることになるため、ネット利用の監視強化につながる事が指摘されているが、そのような懸念は妥当なのか。
- ・ACTA 第 23 条に定める「商業的規模」の定義が曖昧なため、著作物等の私的利用の権利まで侵害されるのではないかとの国民の懸念に対する政府の見解はどうか。
- ・ACTA 締結に反対する国民が、ACTA 発効によりジェネリック医薬品の流通が阻害されると主張する根拠は何か。

村 越 祐 民君（民主）

- ・ACTA に対しては、ネット空間における言論の自由が脅かされるのではないかと、著作権等の保護を重視するあまりネットユーザーの権利を軽視しているのではないかとといった懸念が存在するが、このような懸念に対する政府の見解を伺いたい。
- ・ACTA 第 27 条 2 は、デジタル環境における知的財産権侵害に対処する際には「表現の自由、公正な手続、プライバシーその他の基本原則」が維持されねばならないと規定しているが、この「基本原則」とは具体的に何を指しているのか。
- ・今後、ACTA に基づく規制の強化や罰則の厳格化を目的とする国内法の改正を行う予定はあるか。

- 2 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の締結について承認を求めるの件（条約第 7 号）
 - ・玄葉外務大臣から提案理由の説明を聴取しました。